

令和 4 年度

第 2 回 国民健康保険運営協議会 会議録

日 時 : 令和 5 年 2 月 1 日 (水) 午後 2 時

場 所 : 交野市役所 本館 3 階 第二委員会室

令和4年度 第2回交野市国民健康保険運営協議会 会議録

1. 開会 令和5年2月1日（水）午後2時00分
2. 閉会 令和5年2月1日（水）午後3時10分
3. 出席委員 会長 前波 艶子
 副会長 青山 雅宏
 委員 岡本 満子
 委員 河辻 和文
 委員 小菓 裕成
 委員 古賀 よし枝
 委員 佐寫 英則
 委員 新庄 士郎
 委員 長井 輝臣
 委員 羽尻 昌功
 委員 波戸 良光
 委員 山口 由美子
4. 事務局 市長 山本 景（諮問書提出後退席）
 理事 川村 明
 市民部長 小川 暢子
 市民部次長兼医療保険課長 北井 多栄子
 医療保険課長代理 早野 多恵子・久保田 佳代
 医療保険課 寺澤 絵美子
5. 議事案件 ・ 諮問事項
 令和5年度国民健康保険医療分の保険料率について
 令和5年度国民健康保険支援金分の保険料率について
 令和5年度国民健康保険介護分の保険料率について
 交野市国民健康保険料賦課限度額について
 交野市国民健康保険保険料の減免について
 ・ 報告
 国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて
 令和5年度出産育児一時金の引き上げについて
 令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）について
 その他
 ① 令和4年度の取組について

② 令和5年度事業実施予定について

②-1 【交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策定について】

②-2 【人間ドック交付助成金額の見直しについて（案）】

②-3 【がん検診自己負担金の無償化について（案）】

6. 議事内容

会 長： 本日は、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を召集いたしましたところ、公私なにかと、ご多忙中にもかかわらず、ご参集賜りまして、誠に有難うございます。それでは、令和4年度第2回国民健康保険運営協議会を開催いたします。まず、はじめに理事者側より代表して、山本市長より挨拶をいただきたいと思います。

市 長： 皆さん、改めましてこんにちは。公私なにかとお忙しい中であるにもかかわらず、交野市役所まで足を運んでくださりましたことに、まずは感謝申し上げます。紹介を賜りました、交野市長の山本 景でございます。よろしくお願いします。

国保運営協議会、第2回とはなりますけれども、開会にあたりまして、わたくしよりご挨拶を申し上げます。

皆様もご存じのとおり、令和6年度から府下統一保険料の実施ということになっております。併せては、平成30年頃からすでに、本市におきましても、府と連携、協力をしながらの保健事業の運営に変わっております。ただ、令和6年度に向けて、府下統一の保険料を直ちにそれに向けてやるとなるとやはり、市民の皆様の負担も重くなることから、本市といたしましては、財政基金など、具体的には過去の基金を整理するといった方向での保健事業の運営をすべきではないか、というふうに考えている次第でございます。

本日につきましては、令和5年度の保険料率の改定および保険料賦課限度額、保険料の市独自減免について諮問をいたす予定としております。

そしてまた、報告案件といたしましては、国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて、及び令和5年度出産育児一時金について、そして令和5年度国民健康保険特別会計予算（案）につきまして、報告する予定となっております。

その他といたしまして、保健事業についての報告を予定しております。後ほど事務局より改めて詳しく説明いたします。

どうぞ、ご審議を賜りまして、ご承認くださいますよう、お願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、運営協議会冒頭におけます挨拶といたします。よろしくお願いします。

会 長： ありがとうございます。それでは委員の出席状況を、事務局から報告願います。

久保田： 本日の出席状況を報告いたします。

課長代理 1名の欠席の連絡がございました。現在委員定数13名中12名の出席でございます。こちらは本運営協議会規則第7条により、本運営協議会は成立しております。
以上で報告を終わります。

会長： ありがとうございます。

続きまして、会議録署名委員の指名ですが、協議会規則第13条により、議長が指名することになっておりますので、指名させていただきます。

被保険者を代表する河辻委員、保険医・保険薬剤師を代表する佐賀委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

ただいま、市長より本運営協議会に対し諮問書が提出されます。山本市長よりお願いいたします。

市長： 令和5年2月1日

交野市国民健康保険運営協議会会長 前波 艶子様

交野市長 山本 景

「諮問書」令和5年度交野市国民健康保険料率等について、別紙のとおり、諮問いたします。

一点目、交野市国民健康保険医療分の保険料率の改定について。(1) 所得割については、100分の8.47に据え置く。(2) 均等割については、被保険者一人当たり30,331円に据え置く。(3) 平等割については、被保険者一世帯当たり29,692円に据え置く。

二点目、交野市国民健康保険支援金分の保険料率の改定について。(1) 所得割については、100分の2.57に据え置く。(2) 均等割については、被保険者一人当たり9,314円に据え置く。(3) 平等割については、被保険者一世帯当たり9,195円に据え置く。

三点目、交野市国民健康保険介護分の保険料率の改定について。(1) 所得割については、100分の2.47に据え置く。(2) 均等割については、被保険者一人当たり17,520円に据え置く。

四点目、交野市国民健康保険料賦課限度額について。(1) 交野市国民健康保険医療分の賦課限度額は、大阪府統一基準どおりとするため、63万円から65万円とする。(2) 交野市国民健康保険支援金分の賦課限度額は、大阪府統一基準どおりとするため、19万円から20万円とする。(3) 交野市国民健康保険介護分の賦課限度額は、大阪府統一基準どおりとするため、17万円に据え置く。

五点目、交野市国民健康保険保険料の減免について。低所得者の減免基準を令和2年度基準（生活困窮者で前年中の合計所得が生活保護基準を参考に算出した合計額の1.3倍の額以下の世帯）に据え置く。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

北井次長： すみませんが、この後市長は公務がございますので、本日ここで退席いただきます。

—（市長退席）—

会長： それでは、本日の会議に伴う資料が提出されておりますので、諮問事項 1 から 5 の説明をお願いいたします。

北井次長： まず、諮問案件の説明に入らせていただく前に、本日の事務局の紹介をさせていただきます。

（事務局紹介）

改めまして、本日はよろしくお願いいたします。

ではまず、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしております、令和 4 年度第 2 回交野市国民健康保険運営協議会資料に、本日新たに添付資料としまして、「次第」、「4. その他」と書かれました保健事業に係る資料、「諮問書」の写しを配布しております。過不足等ございませんでしょうか。

なお、本日の資料につきましては、ご審議いただいた内容を、答申させていただいた後、議会に諮って参ります。資料の取扱いにはご注意くださいようお願いいたします。また、諮問書の写しにつきましては、会議終了後、そのまま机に置いてお帰りいただきますようお願いいたします。

それでは、諮問事項 1 から 3 につきまして、着座にて説明させていただきます。

まず諮問資料の 1 ページをご覧ください。

平成 30 年度から国民健康保険の広域化に伴いまして、各市町村は大阪府に事業納付金として、被保険者の方に納めていただいた保険料を納付することになりました。

大阪府への納付金額をもとに算出した保険料・率を諮問させていただくものです。

令和 6 年度を目途に、府内どこでも同じ所得であれば同じ保険料になるよう、府内統一保険料率を目指しておるところですが、この 6 年間で、急激に保険料が増加しないよう激変緩和措置を講じているところです。

大阪府による激変緩和措置でございます。令和 3 年度の保険料から府内全体の保険料抑制と令和 3 年以前と比べ、抑制効果の減少が見込まれる市町村に個別に補助対応がございます。交野市もこの個別の補助対応の対象に含まれております。

次に本市における激変緩和措置でございますが、賦課割合の段階的変更を行っております。6 年間の激変緩和期間で、所得割・均等割・平等割の割合を、大阪府が示す賦課割合に近づけているところです。保険料率の用語については下段に記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

次に、諮問資料 2 ページをお願いします。交野市国民健康保険財政調整基金の活用についてでございますが、別紙 1 の「交野市国民健康保険財政調整基金について」をご覧ください。

いただけますでしょうか。

基金設置の目的・使途についてですが、本市国民健康保険財政調整基金条例第1条より、基金設置目的は、国民健康保険における事業の健全な財政運営に資するためと示されております。また大阪府国民健康保険運営方針では、市町村が保有する財政調整基金の取り扱いが明記されています。財政調整基金の繰り出しについては、保険料率引き下げを目的とする繰り出しは認められておらず、基本的に収納不足の場合の事業納付金への充当などや府内共通基準を上回る保健事業を実施するために繰り出すものとされております。ただし激変緩和期間中に限り、独自で実施する保険料の激変緩和措置のため、府内統一基準を上回る保険料・一部負担金の減免を実施するために認めるとされております。

次に、本市の財政調整基金保有額についてです。積立は前年度繰越額の2分の1を下回らない額と利息となっており、令和3年度繰越分を3月補正予算で、9,100万円計上を予定しており、令和4年度末には、7億7千万円を超える見込みとなっております。・では、もとの諮問資料2ページをご覧ください。

交野市国民健康保険財政調整基金の活用についてでございます。本市の財政運営は安定しており、令和4年度末には777,406,954円の見込みで、急激な財政悪化となっても対応可能な状態となっております。また本市では、平成30年度から、低所得者減免の財源として財政調整基金を活用しております。また新型コロナウイルス感染症により経済状況が不安定であることや、統一保険料率になるまでの見通しがついてきたことから、令和4年度においては、激変緩和期間中に限り保険料抑制に基金を活用可能なことから、基金の一部を取り崩したところです。

保険料抑制に基金を活用することが出来る最後の年となります令和5年度においては、後ほどご説明させていただきますが、大阪府による令和5年度の保険料本算定額がこれまでに比べかなりの増額になっていること、また、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、電力・ガス・食料品等の価格高騰の回復の見通しもなく、経済状況が不安定であることから、昨年に引き続き、財政調整基金の取り崩しを行いたいと考えております。

まずは、大阪府から示された保険料率の説明をさせていただきます。参考1「令和5年度国保「市町村標準保険料率」の本算定結果について（概要）」をご覧ください。大阪府から示された、市町村標準収納率は上の表のとおりです。

令和4年度と比較すると、医療分、後期支援金分、介護分と、いずれも上がっております。昨年は、後期分支援金分では、マイナスであったり、最も大きく上がったもので、医療分均等割の1,214円でしたが、令和5年度では、すべてにおいて千円単位の上昇となっております。主な算定条件ですが、府内全体で必要な事業費納付金を算定し、市町村ごとの所得水準、被保険者数、世帯数に応じて按分されています。市町村ごとの医療費水準は反映されていません。

次に参考2をご覧ください。必要な保険料事業納付金を推計被保険者数で出した、市町村1人当たり保険料になります。

一番上に大阪府全体の平均が載っておりまして、162,417 円で昨年度に比べ、14,631 円の増加になっております。交野市は表の 3 1 のところで、172,858 円で昨年に比べて 13,004 円の増加となっております。令和 4 年度の交野市は、159,854 円となっており、令和 3 年度と比較しますと、5,553 円の増加であったことから、今年度の上り幅の大きさがお分かりいただけるかと思います。

参考 1 に戻りまして、主な保険料変動の増要因でございます。推計被保険者数が、団塊の世代が後期高齢者医療制度に移行するのを踏まえまして、70 歳以上の被保険者数が減少しています。また 1 人あたりの費用の増要因は、コロナ禍の受診控えからの回復・反動を受けて保険給付費の増、後期高齢者支援金の増、介護給付金の増が挙げられております。

参考 3 は保険料収納額の増減の要因について、詳細が示されたものです。こちらは手元で参照いただければと思います。

参考 4 は令和 5 年度標準収納率です。交野市の収納率は規模区分の中でトップとなっております、96.3%と示されております。

それでは諮問事項 1 ～ 3、令和 5 年度交野市保険料率についてでございます。

大阪府の資料にもありましたように、令和 5 年度の保険料は大幅に増額されております。このため、先ほど説明しましたとおり、財政調整基金を活用し保険料の抑制を図ります。令和 6 年度からの統一保険料に向け、大阪府の示す賦課割合に近づけているところですが、現在の社会情勢を勘案し、令和 5 年度は、令和 4 年度と同率の保険料率に据え置きたいと考えております。据え置きに必要な財政調整基金の額は、195,510,147 円でございます。

まずは、財政調整基金投入前の本来の保険料算出過程から説明致します。別紙 2、1 ページをお開き下さい。一番上の「令和 5 年度大阪府への納付金額」をご覧ください。大阪府が示します納付額から、大阪府の補助予定額を引いた額が、必要な納付額になります。医療分、支援金分、介護分それぞれ示しておりまして、合計 1,963,800,778 円となっております。

それではまず、医療分の料率からご説明させていただきます。

先ほどの実際の納付額、これが徴収すべき保険料となりますが、これに、大阪府が示します交野市の標準収納率の 96.3%で割り戻した額が、必要な保険料の料率算定基礎額となります。この料率算定基礎額①に、賦課割合②の所得割 49%、均等割 31%、平等割 20%をそれぞれかけあわせたものが、3つの区分の賦課額③となり、国保加入者のみなさまにご負担いただく額になります。

所得割でございますが、賦課額③702,348,234 円を加入者の総所得であります賦課標準額④7,747,331,695 円で割ったものが、所得割の率であり、9.07%となります。次に均等割です。賦課額③444,342,760 円を被保険者の見込数である賦課標準額④13,212 人で割ったものが、均等割一人あたりの保険料であり、33,632 円となります。最後に平等割ですが、賦課額③286,672,748 円を被保険者の見込み世帯数④8,426 世帯で割った

ものが、平等割 1 世帯あたりの保険料であり、34,022 円になります。なお、賦課標準額④で示している、加入者の総所得、被保険者の見込み人数、世帯数につきましては、大阪府より示された数字となっております。

2 ページ上段をご覧ください。支援金分の料率でございます。こちら、医療分と同様の算定方法になりまして、所得割は 2.91%、均等割は 10,633 円、平等割は 10,756 円になります。

続きまして、2 ページ下段をご覧ください。介護分の保険料率でございます。こちら、医療分、支援金分と同様に、所得割でございますが 2.63%、最後の均等割が 19,446 円になります。

以上が、令和 5 年度の本来の保険料率となるところでございます。

取り崩す財政調整基金の額でございますが、医療分、支援金分、介護分のそれぞれ下の段に、「～前年度との比較と財政調整基金の必要額～」を示しています。

まず、別紙 2 の 1 ページにお戻りください。医療分ですが、令和 4 年度の保険料率に据え置くためには、所得割、均等割、平等割それぞれの④賦課標準額に、令和 5 年度から令和 4 年度を引いた差額をかけたものが、必要な財政調整基金の額になります。表の右端にそれぞれの額を示しています。医療分では、所得割、均等割、平等割の合計が 126,581,382 円になります。続きまして 2 ページの支援金分が、同じく下の表の一番右に示されております、表の下の合計が 56,487,888 円、その下の介護分が 12,440,877 円となります。一番下に、医療分を A、支援金分を B、介護分を C としまして、合計 195,510,147 円の財政調整基金の取り崩しを行うことで、令和 4 年度の保険料率に据え置くこととします。

それでは、諮問資料 2 ページに戻りまして、改めまして、財政調整基金を 195,510,147 円投入した算定結果は、下の段の表「令和 5 年度交野市（案）」のとおりです。

医療分の所得割	8.74%	均等割	30,331 円、	平等割	29,629 円
支援金分の所得割	2.57%	均等割	9,314 円、	平等割	9,195 円
介護分の所得割	2.47%	均等割	9,195 円		

です。

令和 4 年度の保険料率に据え置くものでございます。

所得に対する保険料比較につきましては、別紙 2 の 3 ページをご参照ください。モデルケースの保険料比較です。保険料率を据え置いているため、すべてのケースにおいて、保険料は令和 4 年度と同額となります。

諮問事項 1 ～ 3 の説明は以上となります。

久保田： 続きまして、諮問事項 4 について久保田より説明させていただきます。着座で失礼します。

では資料の 3 ページをお開きください。

今回の諮問事項でございますが、医療分及び支援金分の保険料賦課限度額について改定をするものでございます。介護分につきましては、賦課限度額の改定はございません。

賦課限度額につきましては、国の税制大綱が閣議決定される中で、国の基準を引き上げることが示され、国民健康保険法施行令が改正されました。大阪府において、翌年度の国民健康保険を運営するに当たり必要額を算出するときに用いる限度額は、国基準が改定される前に算出いたしますので、国基準より1年遅れということになります。

令和4年度の大阪府が用いる賦課限度額が引き上げられたことから、本市におきましても、医療分の賦課限度額を63万円から65万円に、支援金分の賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。今回の限度額引き上げによりまして、介護分も含めた保険料の上限額の合計が102万となります。

本市では、医療分の保険料が限度額に達する世帯は、令和4年度保険料賦課時の6月現在で算出しますと161世帯で、変更前の172世帯から限度額到達世帯が11世帯減少いたします。また、支援金分につきましては155世帯で、174世帯から19世帯減少いたします。

限度額に達する総所得金額等は、世帯構成により異なりますが、2人世帯では、収入約903万円、所得で約713万円以上の方が、限度額に達することとなります。

続きまして、5点目の諮問事項5「交野市国民健康保険保険料減免について」説明いたします。

低所得者減免は市独自の減免制度で、生活困窮者で前年の合計収入が減免基準以下の世帯に該当した場合、その差に応じて保険料の所得割を減免しております。基準を平成30年度から0.1倍ずつ下げ、令和3年度・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大状況から与える影響を考慮して、1.3倍に据え置きました。

物価高騰等、低取得者に対する影響等から今年度におきましても同様に1.3倍に据え置く案を考えております。

以上、諮問事項の説明とさせていただきます。

会長： 事務局より諮問事項の説明が終わりましたので、質疑に移りたいと思います。

まず、諮問事項1から3の令和5年度の保険料・率について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

どうぞ。

長井委員： 被用者保険者代表の長井でございます。よろしくお願いします。

いただきました資料の、別紙2、3ページのモデルケースとしてご紹介いただきましたこの中で、右の端の大阪府統一保険料率というのは、もし令和5年度に統一したならば、ということで5年度のベースで計算しているということで考えたらよろしいでしょうか。6年度はまだぜんぜんわかっていない。

北井次長： はい。

長井委員： ということは、もし激変緩和の基金活用をしなければ、この一番上の方で年間6万円ほど保険料が上がると。こう見たらよろしいんですね。ということは、月5千円ぐらい。下のほうでいったら、3千円から4千円近くということと考えたらいいと。こういうことですね。基金を活用しなければ大きい負担が増えるということですので、色々検討された上で基金を活用しようということだろうと思うんですけど。

基金そのものはおそらく、統一保険料になる、大阪府に移行したとしても、交野市には残るか残らないかわからないんですね。ということは交野市が今8億近くあって、これを今回2億使うと。ということは大体5億ぐらい残る。5億ぐらい残った場合、この5億は大阪府に召し上げということなんでしょうか。

北井次長： ありがとうございます。こちらのほうは令和6年度以降のことということで、先程もありました大阪府の運営方針で示されることになるのかなと思うんですが、こちらのほうを令和5年度、新たに作成していくというところで、その中で、今後の基金の活用といますか、市町村の保有する基金の取り扱いについても、検討されるのかなという状況です。

長井委員： まだわからないということですね。ただ、今もう大阪府下43市町村ある中で3分の1ぐらいは大阪府統一保険料を使っていますよね。そこは基金を持っていなかったんでしょうか。他の市町村のことなのでそれは。移行したところは基金をどうにかされているんじゃないかと思ったので。そのあたりこのことはまた調べていただいて。すいません。どっちでも使えるうちに使っておいたらいいと思うんですけどね、最終的には。

これでよろしいんですけど、ただ令和6年度になると、先程言った一人当たり毎月5千円とか3千円とか保険料が上がることになりますので、それが6年度になって、軽減されるようなことはあまり想定できないと思うんですよね、おそらく。医療費も元に戻ってきますから。そういう意味では、「今回は据え置きするけど、今後負担が増えるよ」ということを被保険者の方にアナウンス、広報を丁寧にやっておかないと、「これはなんだ」ということに、「何もかも上がっている状態のときにまたこれもか」と変に捉えられるといけませんので、統一保険料にするメリットと、それから今回はこういうことになりますよということを、早めに丁寧にアナウンスしていただくようお願いしたいということと、できれば大阪府の今後の激変緩和を、府全体でしていただけるようなことを取り組んで欲しいというような要請をしていかないといけないと、この資料を見て思いましたので、一言申し上げました。

北井次長： ありがとうございます。ご指摘いただいたとおり、2年間保険料を据え置くことにつきましては、確かに跳ね返りといいますか、反動というものは懸案しているところがございます。ただ先程説明させていただきましたように、この社会情勢といいますか、国保の方がこういった情勢にかなり影響を受けやすい方が多いのかなというところで、

基金も一定保有しているというところで、市として今できることを検討したところです。ただ、おっしゃっていただいた周知の方法だったり、大阪府への要望といったところは、引き続き行っていきたいと考えております。

ありがとうございます。

長井委員： よろしくをお願いします。

会 長： 他にございませんでしょうか。

波戸委員： 今の話、ちゃんと答えられていないと思うんです。基金が残った場合は、それはどうなるんですかという問いに対する回答はないんですけれど。

北井次長： 残った場合。

波戸委員： そう。この基金、積み立てていきますね。結局残高ありますよね。それは大阪府に全部移行したときに、基金としては交野市に残るんですかという意味です。

長井委員： それはまだわからない。

波戸委員： わからないんですね。

北井次長： 基金の取り扱いについてというところで、先程説明させていただいたのが、大阪府の運営方針なんです。こちらの運営方針が令和5年度までの運営方針になっております。新しい令和6年度からの運営方針を、大阪府が令和5年度に策定するというので、このまま継続になるのか、市町村の基金の取り扱いについてどういうふうに考えるのかというのを、ここで考えていくことになると思います。現状の基金の取り扱いというのは、大阪府の運営方針に示されたとおりになっております。ですので令和6年度以降基金の取り扱いにつきましては、今後検討されるということになります。

波戸委員： では、大阪府の胸三寸ということですね。交野市で持っている基金をどうするかっていうのは、交野市としては今決められないということですね。基金をいくら残しても駄目という意味にはならないんですか。

長井委員： そうなるんです。金額を残しても一緒。

波戸委員： 一緒なら考えとかなないといけないと思うんですけど。

長井委員： だから今回全部いれておこうということを思うんですけど。

北井次長： 本当にその辺りはこれからと聞いておりますので、今の時点でなんとも申し上げることはできない状況です。

長井委員： 基本的には召し上げでしょうね。

北井次長： まだ本当にこれからと聞いております。

長井委員： まだわからないですけどね。せっかくみんなに残してきたのに。

会 長： 皆様危惧されるのが、交野市でせつかく基金として持っているのに、府の意向によってそれが交野市に反映されないのはいかがなものかというところなんですよね。それがどういう方向になるかは確かに決まっていらないしわからないけれども、決まった時点でそれに従いましょうということで、今おっしゃっている危惧されているように、大阪府に召し上げられるのだったら、今使える間に使っておいたほうがいいんじゃないかというようなご提案ですかね。

長井委員： 保健事業のほうに、途中からでもいいからいれるということを考えたらいいんですよ。そのタイミングがいつかわからないのでなんとも言えませんが。

会 長： 交野市の基金であって、交野市が自由に使える方向性っていうのが薄いというところで、危惧されているのかなというのは感じるんですけど、事務局としたら、やっぱり大阪府の意向は大事だから、それを踏まえた上で、交野市として諮問するなら諮問していくとか、方向性を出していきたいというところで。交野としても結論は出せないということですね、現在。

北井次長： 今の段階では。大阪府の下で交野市としてどのような要望をしていくのかというのは考えたいと思います。

会 長： この辺でご理解いただいてよろしいでしょうか。

長井委員： そうですね。歯科検診を無料でやるとか。そんなことに使うとか、考えられると思うんですけど。どうなのでしょう。

会 長： ありがとうございます。他にご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。質疑がないようですので、質疑を終了させていただきたいと思います。

まず、諮問事項1「医療分の保険料・率について」、諮問事項2「支援金分の保険料・率について」、諮問事項3「介護分の保険料・率について」諮問どおりの答申とするこ

とにご異議ございませんでしょうか。

—（異議なし）—

会 長： ありがとうございます。ご異議なしと認め、諮問事項１、２、３は、諮問どおり決定いたしたいと思います。

続きまして、諮問事項４「保険料賦課限度額について」、諮問事項５「保険料の減免について」諮問どおりの答申とすることにご異議ございませんでしょうか。

—（異議なし）—

波戸委員： すいません。ちょっとだけ質問なんですけど、保険料率は据え置きにしましたよね。賦課限度額も据え置きにはならないんですか。これは府の言う通りにしないといけないんですか。

北井次長： 確かに、独自で基金なり何なりで対応している市もあるというところなんですけど、交野市としては、今回この料率を据え置くというところで、かなり基金を計上しているところで、賦課限度額については、いったんそのような形で提案させていただいております。

波戸委員： 一貫性がないように思うんですが。基準が２つあるような気がするんですが。据え置くならずべてを据え置いたほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

長井委員： 法令か何かで決まっているんじゃないかな。

波戸委員： あ、そうなんです。

久 保 田： 法令では決まっているんですけども、ここも各市でいれられないことはないです。
課長代理 諮問させていただいて、市独自ですところもありますが、大体はここに関しては府統一に合わせてらっしゃるところが多いです。

長井委員： 国民健康保険法で決まっていると思っていた。ごめんなさい。

会 長： 市のほうの意向は。純粋に。

北井次長： そうですね。確かに基金の使い方というところでは、保険料率にというところで、限度額というところ限定されているという書き方ではないというところでは、なかなかこちらのほうにまで基金を活用するというのは、今のところ考えられないというところ

で、今回は保険料率のところを据え置きということを考えております。

会 長： 委員、いかがでしょうか。100%ご納得はいただけないかも知れませんが。

5年度に関しては、このまま、本日諮問いただきました内容で進めていただきたいというところでご理解いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょう。

よろしいでしょうか。

他にご意見等ございましたら待ちたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご異議なしということで、進めさせていただきたいと思います。諮問事項4、5については、諮問どおり決定いたしたいと思います。

なお、答申書の文書整理につきましては、会長に一任ということで、ご異議ございませんか。

—（異議なし）—

会 長： ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただき、早速、市長に答申書を提出したいと思います。

以上をもちまして、本日上程されました諮問事項は終了いたしたいと思います。

それでは、続きまして、報告案件1「国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて」説明していただき、その後、2「令和5年度出産育児一時金引き上げについて」、3「令和5年度国民健康保険特別会計予算案について」説明をお願いすることといたします。

事務局、説明をお願いいたします。

久 保 田： 久保田です。着座にて失礼いたします。

課長代理 資料4ページを、ご覧ください。報告事項1「国民健康保険料軽減判定所得基準の見直しについて」ご説明させていただきます。

国保の被保険者は他の社会保険等の被保険者と比較すると低所得者が多く、保険料負担が過重となることがあるため、世帯の合計所得が一定基準以下の世帯について、保険料の均等割額及び平等割額を、自動的に2割、5割、7割と軽減し、保険料が算定されます。

資料の表をご覧ください。所得基準額の欄には軽減判定所得の基準となる額の計算方法が記載されており、今回、この基準額について、5割軽減は現行の43万円プラス28.5万円の、28.5万円を29万円に、2割軽減は現行の43万円プラス52万円の、52万円を53万5千円に、それぞれ引き上げる見直しとなっております。

具体的に、3人世帯の給与収入を例として上げております。

令和4年度保険料賦課時点の6月1日で算出してみると、5割軽減が24世帯、2割軽減で22世帯が対象となり、ともに、わずかではありますが、軽減の対象となる世帯は増えることになります。

軽減される保険料相当額の財源としては、大阪府から4分の3、市一般会計から4分の1が基盤安定繰入金として補てんされることとなっております。

続きまして2点目の報告事項2「令和5年度出産育児一時金引き上げについて」説明いたします。

健康保険法施行令の改正が2月上旬に予定されているため、本市においても同様に、出産育児一時金の支給基準額について、「40.8万円」を「48.8万円」に、産科医療補償制度の加算対象となる出産にあつては、50万円に引き上げを行います。

予算措置については、引上げ分（8万円）の3分の2を地方交付税措置で手当されることに加え、令和5年度に限り、出産育児一時金の支給1件当たり5千円を国庫補助として財政支援が行われます。

また、5ページその他に記載しましたが、令和6年1月施行で国民健康保険法及び地方税法の改正を前提として、出産する被保険者の保険料について、産前産後期間相当分（4か月間）の被保険者均等割額及び所得割額を免除し、その免除相当額を公費で補填する制度を創設することを検討しているとの情報提供がありましたので、併せてお伝えいたします。

続きまして、3点目の報告事項3「令和5年度国民健康保険特別会計予算案について」説明いたします。別紙3-1・3-2をご用意ください。

国民健康保険におきましては、年々加入者の減少が続いており、令和5年度予算におきましても、令和4年度予算をおおむね踏襲する内容で3月議会（定例会）に提出する予定としております。

別紙3-1当初予算対前年度比（歳入）（案）をご覧ください。

保険料につきましては、納付金額から算出しており、一般の医療分については若干増加傾向にありますが、70歳以上被保険者数の減少により、トータルとしてはマイナスとなっております。

続いて国庫支出金でございますが、先ほど報告しました出産育児一時金の支給1件当たり5千円に関して、36件の申請を見込んで計上しております。

次に、府支出金特別交付金でございますが、市町村の保健事業への取り組みや保険料の徴収などの状況により交付される保険者努力支援分や、府の特別調整交付金を計上しております。特別調整交付金分の増加原因としましては、のちほどその他案件で説明がございますが、保健事業の追加事業分が計上されております。

その下の事業助成補助金については、過去の実績から毎年地方単独事業助成補助金として交付されるため、計上しております。

財政調整基金繰入金については、交野市独自の保険料減免である、低所得者への減免費用に充てる分と保険料据え置きのため、基金を取り崩すことによる繰り入れでございます。

以上歳入としまして、前年度より1億8千227万7千円増の79億6千372万6千円を計上いたしております。

別紙３－２当初予算対前年度比（歳出）（案）をご覧ください。

歳出に関しては、歳入同様に被保険者数の減少はあるものの、療養費等に関してはプラスとなっており、保健事業費に関しても新規事業などの影響により、プラスとなっております。保健事業に関しては、後ほどその他案件で報告いたします。

諸支出金は府支出金の返納金分の予定がないため、マイナスとなっております。また予備費のマイナスにつきましても、歳入との差額を予備費として充てているため、マイナスとなっております。

以上が歳出予算となります。歳入同様、前年度より１億８千２２７万７千円増の７９億６千３７２万６千円が、令和５年度の国民健康保険特別会計の歳出予算でございます。

以上を説明とさせていただきます。

会長： ありがとうございます。続きまして、事務局からその他案件についてお願いいたします。

早野： 早野です。よろしくお願いします。着座にて失礼いたします。

課長代理 本日配布させていただきました資料をご覧ください。

令和４年度の取り組みにつきましては、令和３年度に開催されました第２回目の運営協議会にてご報告させていただきましたが、糖尿病性腎症重症化予防事業におきまして、新たな取り組みを行いましたので報告させていただきます。

この事業は、糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関未受診者や受診中断者に対して、適切な受診勧奨や保健指導を行うことにより治療に結び付けること、また、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化リスクの高い者に対して、主治医の判断により、保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止する目的があります。ここに書かせていただきました、①健診結果からの受診勧奨、②治療中断者への受診勧奨、③治療中の者への保健指導の３つの取り組みが重要となっております。

交野市では②治療中断者への受診勧奨が未着手であったことから、大阪府主体により、令和３年３月１２日に「糖尿病性腎症重症化予防アドバイザー事業 交野地区説明会」が開催されました。

市として、治療中断者への受診勧奨を、直近６か月以上医療機関への受診がない方をレセプトより抽出し、対象者には電話や手紙にて受診勧奨を行うこととしました。

更に、交野市医師会の先生から、「受診勧奨を行うことも大切ですが、受診を中断させないためには、定期的な受診と自己管理が大切であること、また、健康管理や早期発見、早期治療を勧めることも大切である」とのご教授を頂き、これを受け、受診者の治療中断者への防止として、特定健診の結果で尿糖・尿たん白＋（１プラス）～＋＋＋（３プラス）となり、医師の判断が要医療となった方、また、早期発見、早期治療を勧めるには、初めて特定健診の受診を迎える４０歳の方に、家庭で測定できる「尿糖・尿たん白検査用試験紙（テストテープ）」と、対象者が医療機関を受診する際に活用していただ

くように、ご自身で結果を記入する記録シートを送付する取り組みを行わせていただきました。

また、③治療中の者への保健指導については、対象者の方が通院する医療機関が多岐にわたっており、対象者の方がスムーズに事業に参加できるように、大阪府では、北河内圏域糖尿病ネットワーク会議にて、医療連携が図れるような体制づくりを行っております。市としては、まず北河内圏域にある医療機関と各市がスムーズに連携が図れるように、北河内の国保医療保険者が意見交換を行い、大阪府へ現状報告を行いながら、体制づくりを進めている状況でございます。

この事業につきましては令和5年度も引き続き実施していきます。

続きまして、令和5年度から実施予定の保健事業の報告をいたします。

2-1【交野市特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策定】について説明いたします。

現在、「交野市第3期特定健康診査等実施計画及び第2期データヘルス計画」を基に保健事業を展開しておりますが、この計画は、令和5年で計画期間満了となります。

令和5年度中に、両計画の評価結果を踏まえながら、令和6年度からの保健事業が展開できるように、「交野市第4期特定健康診査等実施計画及び第3期データヘルス計画」の策定を行います。特定健康診査等の実施計画の策定は3回目となります。

今までは、策定に係ることにつきましては、運営協議会の場を借りて、策定の方向性や、報告を行ってまいりました。令和5年度からは、12月の議会で可決されました「交野市国民健康保険特定健康診査等実施計画及びデータヘルス計画策定推進審議会」にて策定を行っていく運びとなっております。

策定につきましては委員の皆様のご協力を得て、1回目に計画策定に係るスケジュール等の確認、2回目に骨子案の審議、3回目に素案の審議、4回目は成案とし、進捗状況等について意見交換を行いながら、審議会を進めて行く予定としております。

裏面をご覧ください。次に2-2【人間ドック交付助成金額の見直しについて(案)】説明いたします。

人間ドックの助成金の交付は、平成25年度～29年度までは市が独自で助成を行っていましたが、平成30年度より、大阪府が「大阪府国民健康保険運営方針」を示し、医療費の適正化の取り組みの一つとして保健事業取り組みの充実が強化されたことにより、生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見及び特定健診受診率向上等の効果が見込まれる人間ドックについて「別に定める基準」により府内全市町村で実施することとなりました。助成金は*2「別に定める基準」の条件を満たしていれば、交付されます。市では平成30年度より、助成金額を大阪府の基準に準じ13,000円に改定しました。

更に、令和2年度より、特定健診受診への間口を広めるために、交野市近隣市が行っている人間ドック助成金額を参考に、市が7,000円助成金額を追加し、大阪府の助成金額と合わせて20,000円に増やすという方法を選択して実施してきました。

人間ドックの助成金交付は主に特定健診受診率向上への取り組みが一つの目的であることから、特定健診に係る検査費用以上に助成することは特定健診受診者との公平性

がないのではないかとのご意見があったことから、見直しを行い、上限額を 13,000 円に統一していきたいと考えております。

続きまして 2－3 【市民検診（がん検診）自己負担金の無償化について（案）】説明いたします。

コロナ禍におけるがん検診受診率が低迷しており、平成 30 年度と令和 3 年度を比較すると、国保被保険者の受診率は 10 ポイント減少している状況がありました。

今後、物価高騰等による経済的負担による受診控えを避けるため、がん検診受診可能年齢の国保被保険者の検診受診料を無料にすることにより、受診率の回復が期待できると考えています。

よって、令和 5 年度より、国保被保険者のがん検診受診料を無料で実施いたします。なお、国保被保険者、非課税世帯、生活保護世帯以外の受診者は、一律 500 円の負担をいただくこととなります。

また、受診率向上に向け、国保被保険者のみが受診できる「国保健診」の日を年に 20 回程度設定し、特定健診とがん検診を同時に受診できる受診枠の確保を行います。これに伴い、特定健診受診率も向上できると考えております。

無料となるがん検診の項目は、男性であれば、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がん、胃リスク検診、肝炎ウイルス検診の 6 項目であり、すべてを受診した場合には 3,000 円分となります。女性であれば、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん、胃リスク検診、肝炎ウイルス検診の 7 項目すべてを受診した場合には 3,500 円分が無料となります。

最後に、人間ドック受診者への補助金額の例として付けておりますので、ご参照ください。

令和 3 年 4 月 1 日からの大阪府国民健康保険運営方針により、府独自インセンティブ方策の指標として「特定健診とがん検診との同時実施」が設定され、実施している市町村に対して支援が行われます。人間ドック受診者にも、がん検診に係る費用負担を市民検診の自己負担額の同等額の補助を行うことを考えております。

今後につきましては、年代別受診率、受診指導割合、医療機関への受診率を確認し、継続等を含め、事業の見直しを行っていく予定です。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

会 長： ありがとうございます。事務局より説明がありました件について、何かご質問はありませんでしょうか。

波戸委員： 医師会の波戸です。今の検診のワンコインの話なんですけど、ということは医療機関は必ず、国保か国保以外か確認をしないといけないということですね。

早 野： はい。お願いします。
課長代理

小菓委員： 医師会の小菓です。ありがとうございます。人間ドックの 13,000 円に関しまして、市の補助が 7,000 円の分ですが、かねてからこれは私が、特定検診のデータを使うということなので、その対価としては、12,000 円、13,000 円あたりが適当だろうということで、府の 13,000 円とマッチしているのでもいいと思います。厳密に言いますと、特定検診基本検診分で 8,500 円ほど、そこに心電図を撮りますと一枚 1,500 円、眼底検査をすると 2,200 円かかるので、12,000 円がマックスなので妥当かなと。これはありがとうございます。

今、波戸先生からもありましたように、がん検診の分ですが、これもデータとして使えればいいんですが、今のところ使えないんですね、提出していただいても。さらに今度使おうと思っても、基本、胃がん検診はバリウム読影になっております。人間ドックに関してはほとんどのところが胃カメラを選択しています。ですから、胃カメラ代は使えない。それから、肺がん検診も人間ドックでは二重読影されていけませんので、二重読影が肺ガン検診の基本ですから、これも使えない。ということでおそらくこの辺のデータはすべて、がん検診のデータとして市町村は使えない。その辺留意して。

それから人間ドックでこの分、3,000 円とか 3,500 円お渡ししました、これはがん検診に該当しませんので、医療機関で再度がん検診を受けられると。そうすれば 2 回補助がでます。その差額は返す、また徴収するのでしょうか。

早 野： ありがとうございます。人間ドックの申請に来ていただいた時に、市民検診をおすす
課長代理 めしていく予定です。市民検診を受けるという場合であれば、この 3,000 円、女性の場合では 3,500 円の補助はできません。ですので 13,000 円の補助になりますというかたちにさせていただきます。仮に「(市民検診を受診) しない」と言いながら受けられた方がいらっしゃる場合には、年度末にダブルで受けていないかというのは精査させていただいて、受けていて人間ドックの費用をご本人にお支払いしている場合は、ご本人さんに「その額を返金してください」というかたちで納付書を送らせていただきます。

波戸委員： どういう風に返金していただきますか。

早 野： ご自身に連絡をかけて納付書を送らせていただきます。人間ドック申請時にきっちり
課長代理 と、「がん検診を二重で受けられた場合には、返金させていただきます」という署名をいただきます。

小菓委員： 返金をされなかった人に関しては、次年度どうされるんですか。

早 野： 正直申し上げますと、今までに特定検診をダブルで受診されているという方はいらっ
課長代理 しゃるんです。でも、その方たちにはきちんと説明して、もし二重で受けた場合はお支払いいただきますという文言を周知させていただいておりますので、返金をされなかつ

たという人はおられませんので、今後もそのようなことはないと思っております。

小菓委員： おられた場合どうするんですかと聞いているんです。

早 野： 次年度ですよ。

課長代理

川村理事： 次年度の場合は、こちらもいただかないといけない金額なので、そのところは徴収をかけていくということになります。それが入った場合は、過年度収入という取り扱いでさせていただきます。

小菓委員： その次の年度、これがまたこういうことになるかはわかりませんが、懸念はしておりますのでよろしくお願いします。

このデータを使ったりだと、人数は市としては把握できているのでしょうか。人間ドックを特定健診としてカウントしたりとか、その辺の人数は把握できているのでしょうか。

早 野： はい。できております。

課長代理

会 長： よろしいですか。他にご質問ございませんでしょうか。

河辻委員： 被保険者の河辻です。今説明いただきました人間ドックの助成ですね、単純に 20,000 円から 13,000 円に金額が下がるということで、被保険者にとっては不利益になるようなことになると思うんですけども、北河内各市の状況をわかる範囲で結構ですので、どのような助成を行っておられるか教えていただけますか。

早 野： 北河内だけにはなるんですけども、人間ドックの助成費用として守口市 21,000 円、
課長代理 寝屋川市 30,000 円、門真市 20,000 円、大東市 18,428 円、枚方市 13,000 円、四條畷市 24,800 円になっています。

河辻委員： ありがとうございます。各市によってばらばらな状況ですけど、6 年度から統一保険料率になりますので、おそらく保険料率あがるので、給付の方も、できましたら保健事業の方にあてていただくようなことをお願いしたいと思います。

会 長： 他にご意見ございませんでしょうか。

それではご意見、ご質問がないようですので、これで終了させていただきたいと思います。なお、会議録等の文書整理につきましては会長に一任ということで、ご異議ござ

いませんか。

—（異議なし）—

会 長： ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日は長時間に渡り、慎重なるご審議を賜り誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本運営協議会を終了させていただきます。本日は貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございました。皆様方のご理解とご協力をいただきましてなんとか協議会を円滑に進めることができました事を、御礼申し上げます。

どうもありがとうございました。お氣をつけてお帰りになってください。

会議録署名

会 長

会議録署名委員

委 員

委 員
